

土砂条例申請概要

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴い周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況をふまえて、土砂等の埋立て等の適正化をはかり、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的に、栃木県では土砂等の埋立て等に供する区域の面積3,000平方メートル以上を対象とした、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を平成11年4月1日から施行しています。

さくら市においても県条例と連携し、土砂等の埋立て等に供する区域の面積3,000平方メートル未満を対象（小規模特定事業）とした条例を平成17年3月28日に施行（旧氏家町、旧喜連川町において平成12年7月1日から施行）しています。

このたび、県条例の施行から6年以上が経過し、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、県条例の改正にあわせて市条例の一部改正（平成18年3月17日公布）を行い、平成18年7月1日（一部の規定は4月1日）から施行しました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項等を解説したものです。

事業者や土地所有者等の皆さんは、今回の改正内容を十分にご理解いただき、土砂等の埋立て等の事業の適正化に、引き続きご協力をお願いします。

なお、主な改正内容は、次のとおりです。

◎小規模特定事業の許可を受ける者に関する内容

【許可に係るもの】

- ① 事業期間を3年以内とした。また、許可期間の変更は1年以内とした。
- ② 引き続き1年以上事業が行われていないときは、市長は許可を取り消すこととした。
- ③ 土地所有者から同意書を取得するに当たり、事業内容を十分説明することとした。
- ④ 市長は許可に当たり、許可対象から除外又は許可取消しとする規定を設けた。

例）措置命令に従わない者、許可取消し後3年を経過していない者、廃棄物処理法の欠格要件該当者 等

- ⑤ 小規模特定事業の譲受けについて、事前に市長の市長の許可を受けなければならないこととした。
- ⑥ 土壌汚染対策法の規定による小規模特定事業について、市条例の適用除外とした。

【許可事業の実施に係るもの】

- ① 土砂等を搬入する車両へ、社名等を表示することとした。
- ② 搬入土砂等に関する土砂等管理台帳を作成することとした。
- ③ 周辺住民等へ事業内容を周知するよう努めることとした。
- ④ 措置命令に従わない者に対して、市長は社名等を公表することとした。

◎土地所有者、その他の者に関する内容

- ① 土地所有者は、事業状況を定期的に確認し、必要に応じて市長に報告することとした。
- ② 土砂等を排出する事業者は、搬出土砂等の汚染状態を確認することとした。
- ③ 安全基準に適合しない土砂等を搬入した者や埋立て等をするを要求等した者に対して、市長は措置命令を行う規定を設けた。

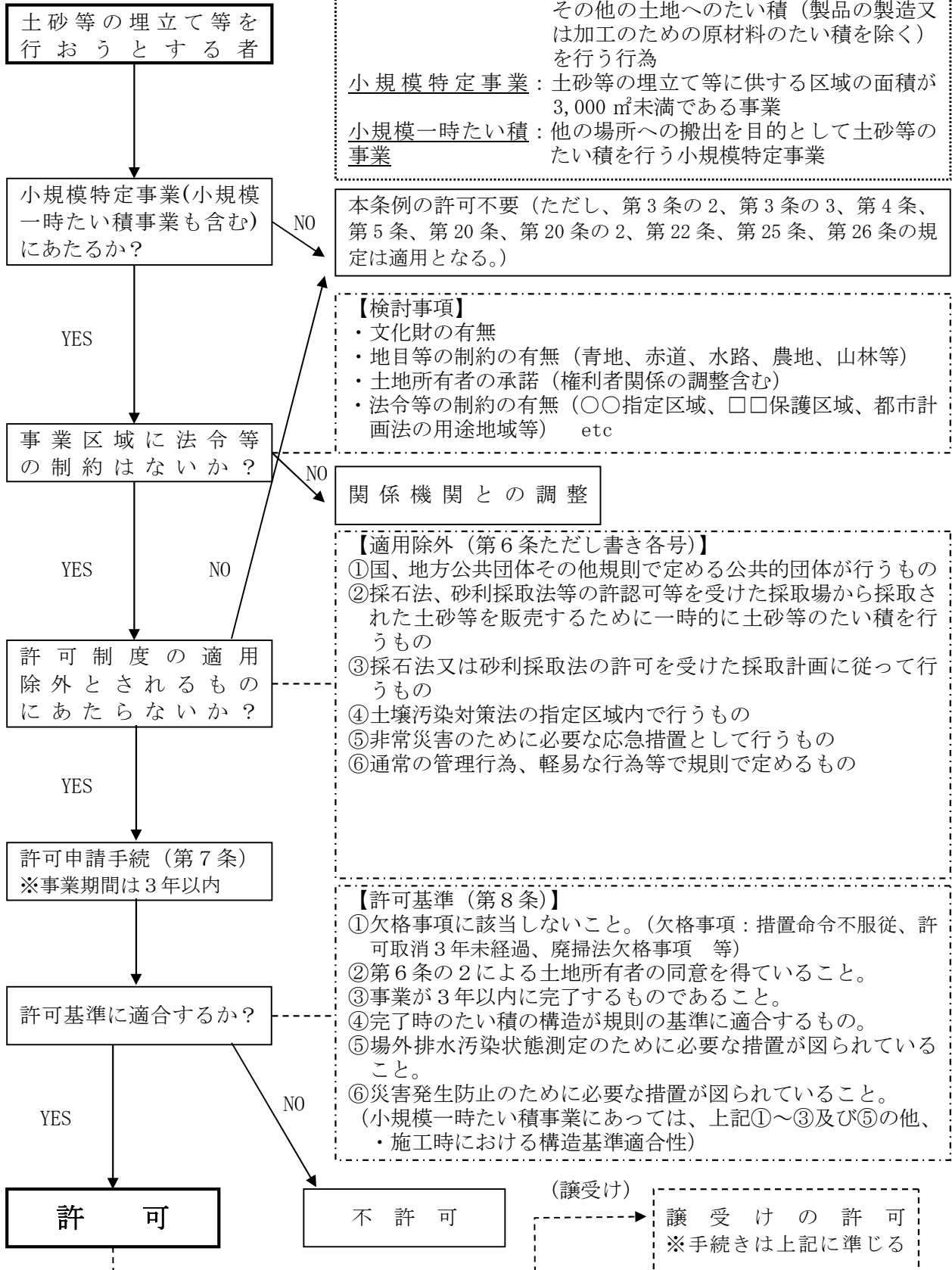
◎その他の主な改正内容

県条例と市条例の罰金額を同額とした。

I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ



2 小規模特定事業施工時の義務

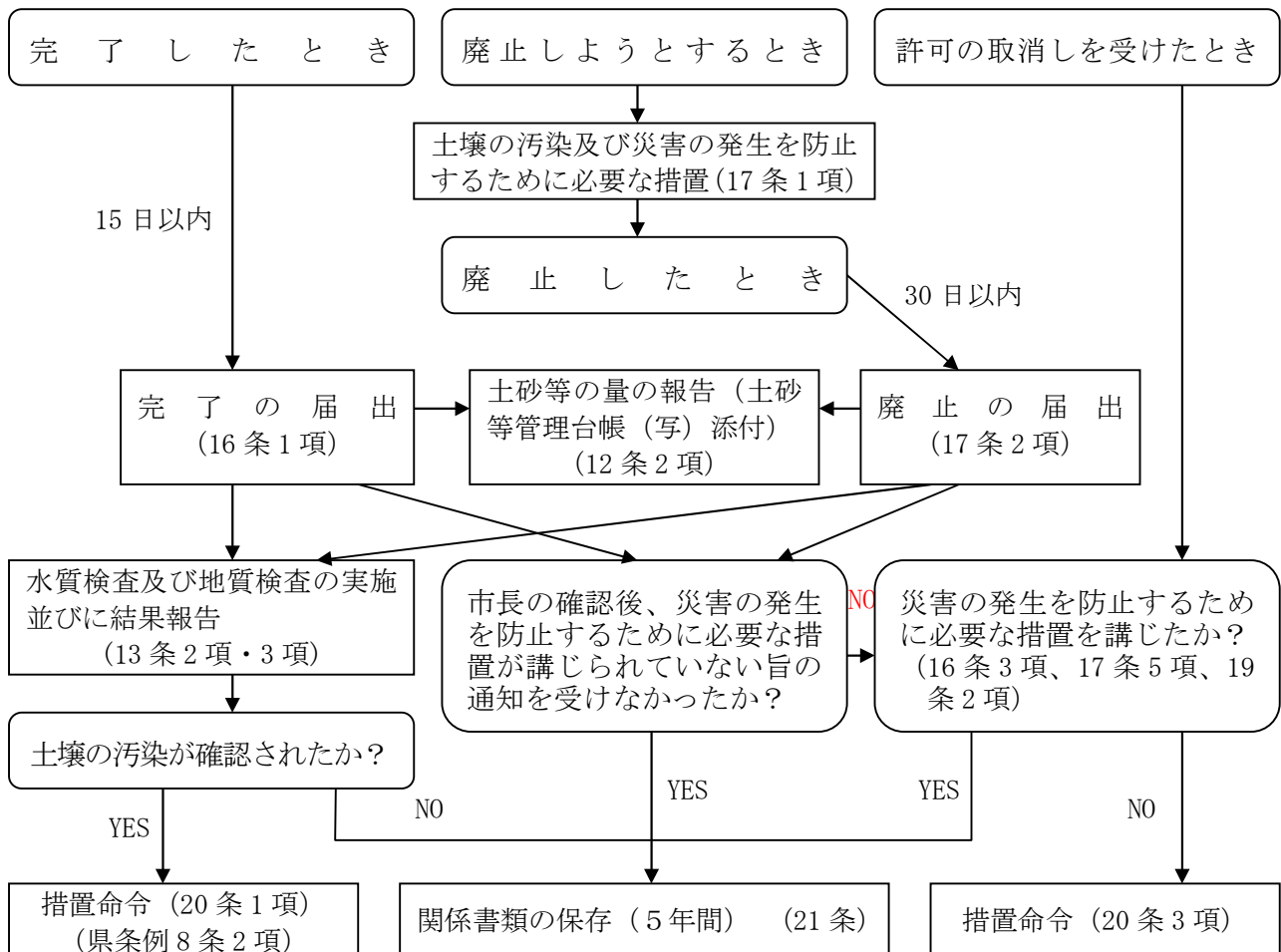
【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（11条） ⇒採取場所ごと、かつ5,000 m³ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成（12条1項） ⇒採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量を記載する。
及び土砂等の量の報告（12条2項） ⇒6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）ごとに当該6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ③水質検査等の実施（13条1項） ⇒6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）ごとに当該6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）を経過した日から2週間以内（完了時等は市長が指定した日）
及び結果報告（13条3項）
- ④関係書類の縦覧（14条）
- ⑤標識の掲示等（15条）
- ⑥搬入車両への表示（15条の2）

【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請（10条1項） ⇒小規模特定事業区域の変更や小規模特定事業の期間の変更等については、許可申請が必要
及び軽微な変更の届出（10条4項） ⇒氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については、届出をすること
- ②休止（2ヶ月以上）の届出（17条）
- ③譲受けの許可（17条の2） ⇒譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
- ④相続による地位承継の届出（18条） ⇒許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

3 小規模特定事業の終了



Ⅱ 小規模特定事業を実施する方への留意事項

1 事業の実施にあたって

- ① 小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認すること。（埋蔵文化財がある場合には、その調査後の申請となる。）
- ② 小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうか等を建設課及び土木事務所等に確認すること。
- ③ 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について農業委員会に確認すること。
- ④ 小規模特定事業を実施する区域の近隣に、学校や保育園等の公共施設がある場合は、学校教育課、児童課等と協議すること。
- ⑤ 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等による必要な許可や届出について、農政課又は林務事務所に確認すること。
- ⑥ 施行規則第6条別表第4に掲げる行為や開発行為等については、関係許認可等を十分に確認すること。
- ⑦ 1,000 m²以上の小規模一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法に基づく届出が必要になります。
- ⑧ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることとなるため、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等をとること。
- ⑨ 許可にあたっては、条例第9条の規定による許可条件を付する場合があります。

2 事業について

- ① 事業区域、対象事業
 - i 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、小規模一時たい積場の保安地帯、事務所は含みません。

また、開発行為や宅地造成等の事業を切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となります。（たとえ隣接地でも許可対象。）
 - ii さくら市条例では、事業区域面積が3,000 m²未満の事業が許可対象となります。

なお、変更により事業区域面積が3,000 m²以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となります。
- ② 使用材料等
 - i 路盤材として使用される砕石や砂利は、この条例の対象外です。
 - ii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。

③ 継続事業

- i 平成 12 年 4 月 1 日現在、小規模特定事業を実施している場合は、平成 12 年 6 月 30 日までは許可を受けずに事業を継続できますが、県条例第 8 条及び第 9 条の規定は適用になります。
 - ii 継続事業でも平成 12 年 7 月 1 日以降の残事業は、この条例の許可対象となります。
 - iii 合併前の氏家町条例又は喜連川町条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれさくら市条例の相当規定によりなされたものとみなされます。
- IV 平成 18 年 3 月改正条例の施行日前に申請が受理された事業は、改正前の規定が適用されます。

3 その他

- ① 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。
- ② 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要です。
- ③ 農地法の 5 条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要です。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認してください。

Ⅲ 小規模特定事業許可申請に必要な書類（チェック表）

小規模特定事業	✓	小規模一時たい積事業	✓
1 目次		1 目次	
2 小規模特定事業許可申請書(様式第2号)		2 小規模一時たい積事業許可申請書 (様式第4号)	
3 同上(様式第2号の別紙搬入計画等)			
4 申請者の住民票(法人登記事項証明書)		3 申請者の住民票(法人登記事項証明書)	
5 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図		4 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
6 実測平面図		5 実測平面図（土砂等たい積最大）	
7 実測縦断面図		6 実測縦断面図（土砂等たい積最大）	
8 実測横断面図		7 実測横断面図（土砂等たい積最大）	
9 小規模特定事業場土地登記事項証明書		8 小規模特定事業場土地登記事項証明書	
10 小規模特定事業場公図(写し)		9 小規模特定事業場公図（写し）	
11 小規模特定事業区域内土地使用同意書 (様式第1号の2)		10 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）区 域内土地使用同意書（様式第1号の3）	
12 申請者が条例第8条第1項第1号アからケま でに該当しない者である旨の誓約書		11 申請者が条例第8条第1項第1号アからケま でに該当しない者である旨の誓約書	
13 申請者・法定代理人の氏名、生年月日、本籍 地及び住所を記載した書面		12 申請者・法定代理人の氏名、生年月日、本籍 地及び住所を記載した書面	
14 役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記 載した書面		13 役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記 載した書面	
15 発行済株主総数の100分の5以上の株式を有 する株主又は出資額の100分の5以上の額に 相当する出資をしている者の氏名、生年月 日、本籍地及び住所を記載した書面		14 発行済株主総数の100分の5以上の株式を有 する株主又は出資額の100分の5以上の額に 相当する出資をしている者の氏名、生年月 日、本籍地及び住所を記載した書面	
16 規則第4条の2に規定する使用人又は第4条 の3第6号に規定する市長が別に定める使用 人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載 した書面		15 規則第4条の2に規定する使用人又は第4条 の3第6号に規定する市長が別に定める使用 人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載 した書面	
17 使用土砂等予定量計算書			
18 構造安定計算書（安定計算を行った場合）			
19 擁壁断面図・背面図（擁壁を用いる場合）			
20 擁壁の概要・構造計画等			
21 小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全 措置を記載した書面（様式第3号）		16 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)の 周辺地域の生活環境保全措置を記載した書 面(様式第3号)	
22 関係許認可等の申請書等の写し		17 関係許認可等の申請書等の写し	
農地法（農地転用許可、届）		農地法（農地転用許可、届）	
森林法（林地開発、伐採届）		森林法（林地開発、伐採届）	
優良農地林地保全特別措置要綱		優良農地林地保全特別措置要綱	
都市計画法（開発行為）		都市計画法（開発行為）	
文化財保護法（埋蔵文化財確認）		文化財保護法（埋蔵文化財確認）	
公共物管理等条例関係		公共物管理等条例関係	
道路法		道路法	
宅地造成規制法		宅地造成規制法	
23 （構造基準適用除外書面該当）		18 （構造基準適用除外書面該当）	
24 その他（ ）		19 その他（ ）	

Ⅳ 小規模特定事業許可申請書等作成要領

1 小規模特定事業許可申請書（様式第2号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。申請書類は、正本1通の他は写しでよい。
- ◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置
小規模特定事業の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）
- (2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積
求積図等を添付すること。
- (3) 現場管理責任者の氏名
規則第16条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (4) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。
各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね合致すること。
- (5) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。
ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合は、その契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。また、小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許可等（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。
- (6) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
規則別表第2に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- (7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。
搬入土砂等の区分は、参考の条文（建設省通知）を参照のこと。
- (8) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
1/500程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。
- (9) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
1/500程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）
3月以内に発行したものに限る。
- (11) 小規模特定事業場の位置図
1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (12) 小規模特定事業場の付近の見取図
1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 小規模特定事業場の平面図及び断面図
形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として1/250から1/500の図面とする。）
- (14) 小規模特定事業の土地の登記事項証明書
3月以内に発行したものに限る。

- (15) 小規模特定事業場の公図の写し
小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- (16) 小規模特定事業区域内土地使用同意書
小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。
なお、申請者は土地所有者に対し、小規模特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明のうえ、同意を得ること。
- (17) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面
「別紙①（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付すること。
- (18) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
次の①から④については、「別紙②（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付すること。
- ① 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ② 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ③ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ④ 申請者に規則第4条の2で規定する使用人又は規則第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- なお、規則第4条の3第6号の市長が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

 - (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの
- (19) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
構造基準にあわせて積算すること。
- (20) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第3号）
土砂等の埋立て等によって生ずる粉じん、騒音、振動等に係る防除措置について、具体的に記載すること。（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限 等）
- (21) 構造安定計算書
規則第5条（別表第2）の構造上の基準について、必要に応じて添付すること。
なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。
- (22) 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図
参考の条文「宅地造成規制法施行令」のとおり構造とし、図面は1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。
- (23) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。
- (24) その他
ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借契約書及び許認可等の通知等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（様式第4号）記載要領

- ◇ 提出部数は、2部とする。申請書類は、正本1通の他は写しでよい。
- ◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置
小規模特定事業の地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）
- (2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積
求積図等を添付すること。
- (3) 現場管理責任者の氏名
規則第16条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (4) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
- (5) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。
ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合は、その契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。また、小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等（許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。
- (6) 小規模特定事業に供する土砂等のたい積の構造
規則別表第3に掲げる構造のとおりとし、1/500程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示す。
- (7) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
1/500程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載するとともに、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (8) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）
3月以内に発行したものに限る。
- (9) 小規模特定事業場の位置図
1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (10) 小規模特定事業場の付近の見取図
1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (11) 小規模特定事業の土地の登記事項証明書
3月以内に発行したものに限る。
- (12) 小規模特定事業場の公図の写し
小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載すること。
- (13) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面
「別紙①（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付すること。
- (14) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
次の①から④については、「別紙②（第4条関係）」を参考に作成し、申請書に添付すること。
 - ① 申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ② 申請者が法人である場合には、条例第8条第1項第1号キに該当する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ③ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これ

らの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

- ④ 申請者に規則第4条の2で規定する使用人又は規則第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

なお、規則第4条の3第6号の市長が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

- (15) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

- (16) その他

- ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借契約書及び許認可等の通知等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3 小規模特定事業変更許可申請書（様式第5号）記載要領

◇ 提出部数は、2部とする。申請書類は、正本1通の他は写しでよい。

【申請書関係】

- (1) 変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。
- (2) 期間延長の変更は1年以内とすること。

【添付書類関係】

- (3) 変更に係る書類のみを添付すること。
- (4) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

4-1 土砂等搬入届（様式第7号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。
- (2) 同一採取場所の場合は、5,000 m³までごとに1通作成すること。
- (3) 土砂等の搬入予定量
1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000 m³以下であること。
- (4) 土砂等の運搬事業者名
事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。
- (5) 添付書類について
検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

4-2 土砂等発生元証明書（様式第8号）記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 土砂等発生元証明書の宛名
土砂等の埋立て等を行う事業者（小規模一時たい積事業場を経由する場合には、小規模一時たい積事業者又は埋立て等事業者）となる。
- (2) 当該工事等に係る土砂等発生量
当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

- (3) 今回の証明に係る土砂等の量
処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（一度に最高 5,000 m³まで）が記載されていること。
- (4) 発生土砂等運搬契約者
土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者名が記載されていること。

4-3 検査試料採取調書（様式第9号）記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。
- (2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ規則別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

5-1 土砂等管理台帳（様式第10号）記載要領

※ 小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
許可申請時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
(変更のあった場合は、変更後の量)
- (2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳
採取場所に係る工事等の名称を記載すること。
工事等に係るものでない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

5-2 土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第11号）記載要領

※ 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

- (1) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量
許可申請時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
(変更のあった場合は、変更後の量)
- (2) 小規模特定事業場等への搬出
 - ① 搬出先の直下の欄には、当該小規模一時たい積場から搬出する場所を記載すること。
 - ② 搬出先に対応する各日付欄には、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

6 小規模特定事業状況報告書（様式第12号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（様式第10号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。
- (2) 今回報告量
報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。
- (3) 累計量
前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

7 小規模特定事業（小規模一時たい積事業）状況報告書（様式第13号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（小規模一時たい積事業用）（様式第11号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 前回までの処分残量
前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告

前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

8 小規模特定事業水質検査等報告書（様式第14号）記載要領

※ 当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書を添付し、規則第12条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行われなければならないこと。（規則第10条第1項各号）

① 別表第1に掲げる項目

土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方式（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法

② 水素イオン濃度及び浮遊物質

昭和49年告示に定める測定方法

(2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、規則第11条第1項第1号及び第2号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならないこと。（規則第11条第1項第3号）

(3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

9 小規模特定事業譲受け許可申請書（様式第18号）記載要領

◇ 提出部数は、2部とする。申請書類は、正本1通の他は写しでよい。

【申請書関係】

(1) 譲り受けようとする小規模特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

(2) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面等を添付すること。

(3) 譲り受けようとする小規模特定事業に係る許可指令書の写し

10 小規模特定事業相続届（様式第19号）記載要領

※ 小規模特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に市長に届ける。

◇ 提出部数は、2部とする。

(1) 相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

11 その他

(1) 小規模特定事業変更届（様式第6号）

◇ 提出部数は、1部とする。

(2) 小規模特定事業完了届（様式第16号）、小規模特定事業廃止（休止）届（様式第17号）

◇ 提出部数は、2部とする。申請書類は、正本1通の他は写しでよい。